

## CFO ダイアログ:規制 ESR パート 説明要旨

日時: 2026 年 8 月 31 日(月) 13:00~14:15

回答者: 常務執行役員 グループ CFO

西村 泰介

### <P-24>

- 24 ページをご覧ください。
- 私からのアップデートとして、今回、初めて開示するグループ規制 ESR についてご説明します。
- 資料に記載しておりますとおり、2026 年 3 月末のグループ規制 ESR は、速報値で 198%となりました。5 月に開示したグループ内部 ESR をやや下回っておりますが、規制上も十分な健全性を確保しています。
- 両者の水準差は、主に計測手法や規制上の取扱いの違いによるものです。
- スライドでは、内部 ESR と規制 ESR について、適格資本と所要資本のそれぞれの違いをお示ししています。
- 内部 ESR では、PLC を含むグループ全体を経済価値ベースで計測している一方、規制 ESR では、米国子会社の PLC については、規制 ESR では控除合算手法を適用し、PLC を経済価値ベースの連結計算から除外し、代わりに米国の RBC 規制に基づく適格資本と所要資本を合算しています。
- このため、PLC については、内部 ESR と規制 ESR で資本とリスクの捉え方が異なり、その影響が適格資本と所要資本の双方に反映されています。
- 規制 ESR では、規制上の原則法に基づいて計測している一方、内部 ESR では、当社グループのリスク特性や経営実態をより適切に反映するため、規制 ESR における原則法とは異なる内部モデルや計測手法を一部の計測に採用しており、リスク計測において細かな点で違いがあります。
- 主な違いとしては、市場・信用リスクについて、内部格付の使用や、適用する割引率、株式リスクの計測モデルなどの取扱いが異なります。
- 大量解約リスクについても、従前よりご説明しているとおり、内部 ESR では MOCE の一部を控除するなど、規制 ESR とは異なる取扱いとしており、こうした計測手法や規制上の取扱いの違いが、適格資本と所要資本の双方に反映され、内部 ESR との水準差につながっています。
- 規制 ESR は、法令上の健全性を確認するための指標である一方、内部 ESR は、当社グループのリスク特性や経営実態を踏まえ、資本政策上の判断に活用している指標であり、株主還元を含むグループの資本政策については、これまでどおり、グループ内部 ESR を基準として運営してまいります。
- 以上でご説明を終わります。

(注)上記内容については、理解しやすいように、部分的に加筆・修正しています。

[会社名略称] PLC:米国プロテクティブ

#### 【免責事項】

本資料の作成にあたり、株式会社第一ライフグループ(以下、「当社」)は当社が入手可能なあらゆる情報の正確性や完全性に依拠し、それを前提としていますが、その正確性または完全性について、当社は何ら表明または保証するものではありません。本資料に記載された情報は、事前に通知することなく変更されることがあります。本資料およびその記載内容について、当社の書面による事前の同意なしに、第三者が公開または利用することはできません。

将来の業績に関して本資料に記載された記述は、将来予想に関する記述です。将来予想に関する記述には、これに限らず、「信じる」、「預期する」、「計画」、「戦略」、「期待する」、「予想する」、「予測する」または「可能性」や将来の事業活動、業績、出来事や状況を説明するその他類似した表現が含まれます。将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報をもとにした当社の経営陣の判断に基づいています。そのため、これらの将来に関する記述は、様々なリスクや不確定要素に左右され、実際の業績は将来に関する記述に明示または黙示された予想とは大幅に異なる場合があります。したがって、将来予想に関する記述に依拠することのないようご注意ください。新たな情報、将来の出来事やその他の発見に照らして、将来予想に関する記述を変更または訂正する一切の義務を当社は負いません。